

政令第六十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条の三」を「第六十九条の四」に改める。

第四条の十五第一項の表第四十八条の二第二項の項を次のように改める。

第四十八条の二第二項	
保税蔵置場の許可	第七条の二第一項の承認
税関長	当該承認をした税関長

第四条の十五第一項の表第四十八条の二第二項及び第四項の項を削り、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同表第四十八条の二第四項の項を次のように改める。

第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場	当該特例輸入者の特例申告貨物の
------------	---------	-----------------

	税関長	第七條の二第一項の承認をした税関長	輸入
	第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七條の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効）	
	当該許可	第七條の二第一項の承認	

第四條の十五第一項の表に次のように加える。

第四十八條の二第五項

第四十三條各号

第七條の五各号

第四條の十五第二項中「及び第二項」を削り、「許可を」を「許可」に、「承認を」と、同條第一項中「を「承認」と、同項第一号中」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第七條の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名」を「である特例輸入者の氏名」に改め、「同條第二項中」の下に「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七條の二第一項の承認」と、同項第一号中」を加え、「又は分割をしようとする法人であつて、法第七條の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称」を「若しくは

分割をしようとする特例輸入者又は特例申告貨物の輸入の業務を譲り渡そうとする特例輸入者の名称又は氏名」に、「合併又は分割をしようとする法人の名称」を「同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「当該保税蔵置場の業務」を「により当該保税蔵置場」に、「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」を「により前号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」に改める。

第九条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第一項中「の免除」を削り、同条第二項中「(延滞税)」を削り、「(更正通知書)」を「(更正及び決定)」に、「(賦課決定通知書)」を「(賦課決定)」に改め、同条に次の四項を加える。

3 法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合(その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、その災害又は事故が生

じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間とする。

4 法第十二条第十一項に規定する政令で定める更正は、納付すべき税額があるものとする更正とする。

5 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項（申告）の規定による申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税は、次の各号に掲げる税額のうちいずれか少ない税額に相当する関税とする。

一 法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正（次号及び次項第二号において「修正申告等」という。）により納付すべき税額

二 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額から修正申告等前の税額を控除した税額

6 法第十二条第十一項に規定するその他の政令で定める関税は、次に掲げる関税（前項に規定する関税に限る。）とする。

一 法第十二条第十項に規定する特定修正申告又は同項に規定する特定更正により納付すべき関税

二 法第十二条第十一項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額

更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告等があつたときの当該修正申告等により納付すべき関税（前号に掲げる関税を除く。）

第九条の二の見出しを「（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）」に改め、同条中「第十条の三第三項」を「第十二条の三第四項（無申告加算税）」に改め、「正当な理由があると認められる事実に基づく税額として」を削り、「当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第十二条の二第三項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 同項第一号に規定する正当な理由があると認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額

二 法第十二条の二第三項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正により納付すべき税額

ロ 法第七条第一項（申告）の申告により納付すべき税額から法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正前の税額を控除した税額

三 法第十二条の二第三項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

第九条の二に次の一項を加える。

2 法第十二条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第五十五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則法第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

第九条の三中「第十二条の三第五項（」を「第十二条の三第六項（」に改め、同条第一号中「第十二条の三第五項」を「第十二条の三第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める。

第九条の四第一項中「第十二条の四第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十二条の四第二項」の下に「又は第三項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）」を、「無申告加算税」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

第九条の五第一項中「重加算税」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「第十二条の四第二項」の下に「（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第九条の六中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改める。

第三十九条の二第一項中「相続があつた場合の保税蔵置場の」を削り、同条第二項中「（合併又は分割の場合の保税蔵置場の許可の承継）」を削り、同項第二号中「合併又は」を「合併若しくは」に、「の名

称及び住所並びに」を「又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「承継する法人の名称」を「承継する法人又は当該業務を譲り受ける者の名称又は氏名」に改め、同項第三号中「又は分割」を「若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡し」に改め、同条第四項中「（保税蔵置場の許可の条件）」、「（保税蔵置場の許可の期間の更新の手續）」及び「（保税蔵置場の許可の条件の内容）」を削る。

第四十四条の二第一項中「第五十五条」の下に「（許可の承継についての規定の準用）」を加え、同項の表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同表第四十八条の二第四項の項中「承認取得者に係る」を「承認取得者の」に改め、同表に次のように加える。

<p>第四十八条の二第五項</p>	<p>第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる</p>	<p>第五十一条各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする</p>
-------------------	--	--

第四十四条の二第二項中「許可を」を「許可」に、「承認を」を「承認」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の氏名」を「である承認取得者（法第五十条第一

項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）の氏名」に、「又は分割をしようとする法人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする承認取得者又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする承認取得者の名称又は氏名」に、「又は分割をしようとする法人の名称」を「若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「当該保税蔵置場」を「」により当該」とあるのは「」により前号の承認取得者の」と、同項第三号中「当該」に、「法第五十条第一項の承認を受けた者に係る保税蔵置場」を「第一号の承認取得者の」に改める。

第五十五条の八の次に次の一条を加える。

（技術的読替え等）

第五十五条の八の二 法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）の規定において特定保税運送者について法第四十八条の二（許可の承継）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

		第四十八條の二第二項	第四十八條の二第二項	第四十八條の二第二項	第四十八條の二第二項
		により当該許可	の当該許可	保税蔵置場の許可	税関長
		により第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の承認	の当該承認	第六十三條の二第一項の承認	当該承認をした税関長
		は、前項の承認をしないものとする	る	第六十三條の四各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないことができる	（当該保税蔵置場の
		運送に関する		（当該特定保税運送者の第六十三條の二第一項に規定する特定保税	同項の承認をした税関長
				第四十八條の二第四項	税関長

第四十八条の二第五項	により当該保税蔵置場の		
	第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第六十三條の七第一項第一号（承認の失効）	により当該特定保税運送者の同項に規定する特定保税運送に関する
	当該許可	第六十三條の二第一項の承認	
	第四十三條各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第六十三條の四各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする	

2 第三十九條の二第一項又は第二項の規定は、法第六十三條の八の二において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九條の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定保税運送者（法第六十三條の二第一項に規定する特定保税運送者をいう。次項において同じ。）の氏名及

び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三条の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定保税運送者又は法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り渡そうとする特定保税運送者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と読み替えるものとする。

第五十九条の十五第一項中「第六十七条の十二」の下に「（許可の承継についての規定の準用）」を加え、「（申告の特例）」及び「（輸出申告の特例）」を削り、「同表の」を「同表第四十八条の二第一項の項中」（申告の特例）」とあるのは「（輸出申告の特例）」と、同表に改め、「及び第五項」を削り、「第四十八条の二第四項」を「同表第四十八条の二第四項」に、「特例輸入者に係る貨物」を「特例輸

入者の特例申告貨物」に、「特定輸出者に係る」を「特定輸出者の」に、「読み替える」を「同表第四十八条の二第五項の項中「第四十三各号」とあるのは「第四十三各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の六各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と読み替える」に改め、同条第二項中「許可を」「許可」に、「承認を」を「承認」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名」を「である特定輸出者（法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者をいう。次項において同じ。）の氏名」に、「又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする特定輸出者又は特定輸出貨物の輸出の業務を譲り渡そうとする特定輸出者の名称又は氏名」に、「又は分割をしようとする法人の名称」を「若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「保税蔵置場」を「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」に、「特定輸出者に係る」を「第一号の特定輸出者の」に改める。

する法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「当該保税蔵置場の」を「」により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定製造者の法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」に、「法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者に係る同条第三項第二号イ」を「第一号の認定製造者の法第六十七条の十三第三項第二号イ」に改める。

第六十二条の十中「次条第一項」を「次条第一項各号」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「組成したものと認める物又は方法」を「組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物」に、「が同項」を「が法第六十九条の七第一項」に、「組成していないものとして認める物又は方法」を「組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改める。

第六十二条の十一の見出し中「特許庁長官」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「特許庁長官

」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項第一号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものと認める物」に改め、同項第二号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改め、同条第二項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思料する物」に改め、同条第三項中「により」の下に「経済産業大臣又は」を加える。

第六十二条の十六第一項中「第三項第四号及び」の下に「第七号並びに」を加え、同条第三項第七号中「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者」に改める。

第六十二条の二十七中「次条第一項」を「次条第一項各号」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「組成したものと認める物又は方法」を「組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者」に改める。

争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものと認める物」に、「が同項」を「が法第六十九条の十七第一項」に、「組成していないものとして認める物又は方法」を「組成していないものとして認める物若しくは方法又は同号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改める。

第六十二条の二十八の見出し中「特許庁長官」を「経済産業大臣等」に改め、同条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項第一号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、

「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為を組成したものとして認める物」に改め、同項第二号中「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物」に改め、同条第二項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に、「又は意匠権」を「若しくは意匠権」に、「又は方法」を「若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと認める物」に改め、同条第三項中「により」の下に「経済産業大臣又は」を加える。

第六十九条第五項中「次条第一号」の下に「及び第六十九条の四第一項」を加える。

第五章の二中第六十九条の三の次に次の一条を加える。

(技術的読替え等)

第六十九条の四 法第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）の規定において認定通関業者に
 ついて法第四十八条の二（許可の承継）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは
 、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句	
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定	第四十八条の二第二項	の当該許可
第四十八条の二第三項	税関長 第四十三条各号（許可の要件） のいずれかに該当する場合には 、前項の承認をしないことがで	当該認定をした税関長 第七十九条第三項各号のいずれかに 適合しない場合には、前項の承 認をしないものとする	保税蔵置場の許可	の当該認定

	第四十八條の二第四項			第四十八條の二第五項
きる	当該保税蔵置場の	税関長	第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第四十三條各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を
	当該認定通関業者の通関業務その他の輸出及び輸入に関する	第七十九條第一項の認定をした税関長	第七十九條の四第一項第一号又は第三号（通関業法第十条第一項第一号及び第三号（許可の消滅）に規定する場合に限る。）（認定の失効）	第七十九條第三項各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承
			第七十九條第一項の認定	

しないことができる

認をしないものとする

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第七十九条の六において準用する法第四十八条の二第

二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である認定通関業者（法第七十九条の二に規定する認定通関業者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七十九条第一項の認定」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする認定通関業者又は通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を譲り渡そうとする認定通関業者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定通関業者の通関業務その他の輸出及び輸入に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の認定通関業者の通関業務その他の輸

出及び輸入に関する」と読み替えるものとする。

第八十二条中「。」において「を。」及び通関業法第四十条の二（不服申立て）において「に改める。

第九十二条第一項第一号イ中「、第六十二条の十五」の下に「、第六十三条の八の二」を加え、「及び

第六十七条の十八」を「、第六十七条の十八及び第七十九条の六」に改め、同項第二号イ中「及び第六十

三条の八第一項」を「、第六十三条の八第一項及び第六十三条の八の二」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「、第二二〇四・二九号」を「から第二二〇四・二九号まで」に改める。

第五十四条の十五、第五十四条の十七及び第五十四条の十八中「（重加算税）の規定により課されるも

の」を「及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(無税を適用するエチルアルコール(エタノール)及びエチルターシャリーブチルエーテルの証明方法)

第三条の三 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)のB及び第二九〇九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。))に係る貨物(以下「特例申告貨物」という。)にあつては、特例申告)に際し、経済産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第六条中「(昭和二十九年法律第六十一号)」を削る。

第六条の二を削る。

第十四条第一項中「及び次項」を削り、同項ただし書中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「承認」の下に「(第十九条の三第二号において「蔵

入れ承認等」という。)」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「(同項各号に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。)」を削り、同条第二項中「(同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量を除く。)」を削り、同条第三項を削る。

第十九条の三中「その年度」の下に「(以下この条において「算出対象年度」という。)」を加え、同条ただし書中「平成二十六年年度」を「算出対象年度の前年度」に、「平成二十七年度」を「算出対象年度」に改め、同条第一号中「協定発効日から平成二十六年年度」を「算出対象年度の前年度の初日から同年度」に、「次号」を「次号イ」に、「平成二十七年二月一日」を「同年度の二月一日」に改め、同条第二号中「平成二十六年年度」を「算出対象年度の前年度」に、「協定発効日から同年度の発動日の前日まで」に「関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)」又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(以下この号におい

て「協定発効日」という。）の属する年度（以下この号において「協定発効年度」という。）から算出対象年度の前年度までの各年度の初日（協定発効年度においては、協定発効日）から当該各年度の発効日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ 協定発効年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日（協定発効年度においては、協定発効日）から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの（当該各年度において法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。）

第二十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「第七〇号」を「第六九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第七五号」を「第七四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第一〇四号」を「第一〇三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第七五号」を「第七四号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 別表第一の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の適用を受けないものであつて、平成三十一

年三月三十一日までに輸入されるもの

第二十五条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第一二七号、第一二三号、第七七号、第七〇号」を「第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号」に、「第一〇二号、第一〇八号」を「第一〇一号、第一〇七号」に、「第一一三号」を「第一一二号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇六〇四・二〇号に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品（かしの葉及びさるとりいばらの葉以外のものに限る。）、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の（四）に掲げる物品、同号の二の（五）に掲げる物品（しよが以外のものに限る。）、及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の（二）の B の（b）に掲げる物品

ロ 関税率表第二九・一九項、第二九・二五項、第四四・一四項、第四四・一五項、第五三・〇九項、第六一・一六項又は第九六・一六項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定

する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第三項中「第四三号、第四六号、第四八号から第五一号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号まで」を「第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一二九号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号まで」に改める。

第三十二条第一項第一号中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）」、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)のBに掲げるエチルアルコール

第三十三条第一項中「時まで」を「際に」に改め、同条第四項中「同項第十号」を「同項第十号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

別表第一中第三七号を削り、第三八号を第三七号とし、第三九号から第八七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第八八号中「ニウエ島地域」を「ニウエ」に改め、同号を同表第八七号とし、同表中第八九号を第八八号とし、第九〇号から第一四四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条 関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第二号イ中「に掲げる物品、同表第一二一一・九〇号の四の(二)」を「又は第一二一一・九〇号の四の(二)のC」に改め、「(びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。)」を削り、「及び第一六〇四・一七号」を「第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号」に、「第一六〇五・五二号」を「第一六〇五・五二号の二」に、「第一六〇五・五五号及び第一六〇五・五六号」を「第一六〇五・五六号」を「第一六〇五・五九号の一の(二)号の二又は第一六〇五・五六号の二」に、「第一六〇五・五九号の二」を「第一六〇五・五九号の一の(二)に掲げる物品、同号の二の(二)」に改め、「帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又は

プラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。) 以外のものにあつては、「を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号口中「第六九・〇八項」を削り、同項第六号イ中「第〇六〇四・二〇号」の下に「又は第一二一一・九〇号の二の(二)」を加える。

第三十八条第四号中「第〇三〇二・四五号」の下に「第〇三〇二・四九号の一」を、「第〇三〇二・八九号の一」の下に「第〇三〇二・九九号の二の(一)」を、「第〇三〇三・五五号」の下に「第〇三〇三・五九号の一」を加え、「第〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)」に改め、「第〇三〇五・五一号」の下に「第〇三〇五・五九号の二の(一)」を加え、「第〇三〇七・二九号の一及び三」を「第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二」に、「並びに第〇三〇七・七九号の一の(一)及び三の(一)」を「第〇三〇七・七二号の一及び第〇三〇七・七九号の二の(一)」に改め、同条第五号中「第〇三〇二・九〇号の一」を「第〇三〇二・九一号の一」に改め、同条第六号中「に掲げる」を「及び第〇三〇五・五三号に掲げる」に改め、同条中第三十三号を第三十五号とし、第十一号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「並びに第〇三〇七・九九号の一及び三」を「第〇三〇七・九二号及び第〇三〇七・九九号の二」に改め、「いか(もんごういかを除く。)&及び」を削

り、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第〇三〇七・四一号並びに第〇三〇七・四九号の一及び三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号及び第〇三〇七・四九号の二」に改め、「(セピア・オ
フィキナリス)」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇
五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の(二)及び三の(二)並びに第〇三〇五・七九号の二の(二)及び三の(二
」を「第〇三〇五・七二号の二の(二)のB及び(三)のB並びに第〇三〇五・七九号の二の(二)のB及び(三)のB」
に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・
パラスイイ)、いわし(サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコ
ムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又
はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス・サイラ)

九 関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガド
ウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル
属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルデイノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカ

プテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

（通関業法施行令の一部改正）

第五条 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（通関業の許可を承継することの承認の手續）

第二条の二 法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 被相続人である通関業者の氏名及び住所

二 相続があつた年月日

三 その他参考となるべき事項

2 法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 合併若しくは分割をしようとする通関業者又は当該通関業を譲り渡そうとする通関業者の名称又は

氏名及び住所

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により前号の通関業者の通関業を承継する法人又は当該通関業を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所

三 合併若しくは分割又は第一号の通関業者の通関業の譲渡しが予定されている年月日

四 その他参考となるべき事項

3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者（以下この項において「申請者」という。）の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第六条 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表アフリカの項中「セーシェル」を削る。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第七条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「六三、〇〇〇トン」を「六二、六〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「二、一〇七、七〇〇トン」を「四、一九二、五〇〇トン」に、「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「三六五、〇〇〇トン」を「三〇八、〇〇〇トン」に、「四三、三〇〇トン」を「一〇九、五〇〇トン」に、「五六、四〇〇トン」を「一二五、五〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四七、八〇〇トン」を「二七九、二〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇

八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「八三、五〇〇トン」を「一六七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項、第一二二二・九九号の項並びに第一八〇六・二〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「三七、六〇〇トン」を「三七、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に、「三八、〇〇〇トン」を「四〇、一〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七

・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」に改める。

第八条 関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第九条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）」、中学校（義務教

育学校の後期課程及び」に改める。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正)

第十条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号及び第六条第三号中「もち」を「餅」に、「育児食用若しくは食餌療法用」を「乳幼児用若しくは食餌療法用」に改める。

(財務省組織令の一部改正)

第十一条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「含む。」に「を」を含む。」及び通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第四十条の二に」に改める。

(関税等不服審査会令の一部改正)

第十二条 関税等不服審査会令(平成十二年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十一条第一号(とん税法(昭和三十二年

法律第三十七号) 第十一条(特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号) 第六条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第三号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)若しくは他の関税に関する法律又は通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の規定による財務大臣又は税関長の処分(関税法第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の十一第三項(輸入してはならない貨物)の規定による通知を除く。)

二 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)又は特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定によるとん税又は特別とん税の確定又は徴収に関する処分

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六十二条の十の改正規定、同令第六十二条の十一(見出しを含む。)の改正規定、同令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定及び同令第六十二条の二十八

（見出しを含む。）の改正規定 平成二十八年六月一日

二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定 平成二十九年一月一日